

公立大学法人岩手県立大学諸料金規程の一部を改正する規程

公立大学法人岩手県立大学諸料金規程（平成17年規程第76号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(料金)</p> <p>第3条 料金は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p>	<p>(料金)</p> <p>第3条 料金は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p><u>(9) 法人文書の開示請求に係る手数料（別表第9）</u></p> <p><u>(10) 法人文書の開示の実施に係る手数料（別表第10）</u></p> <p><u>(11) 保有個人情報の開示請求及び死者情報の開示請求に係る手数料（別表第11）</u></p> <p><u>（法人文書の開示の実施に係る手数料）</u></p> <p>第4条 <u>前条第10号に掲げる手数料は、開示を受ける法人文書1件につき、別表第10の左欄に掲げる区分ごとに、同表の算出方法の欄中開示の実施の方法の欄に掲げる方法に応じ、それぞれ同表の算出方法の欄中金額の欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下「基本額」という。）とする。ただし、基本額（情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）第16条第4項の規定に基づき更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定に基づき更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。</u></p> <p><u>2 開示請求者が次のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、開示請求に係る手数料については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における開示の実施に係る手数料につい</u></p>

ては、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル等（公文書の管理に関する条例（令和4年岩手県条例第20号）第11条第2項に規定する法人文書ファイル等をいう。以下同じ。）にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 手数料は、開示決定等（条例第12条第1項に規定する開示決定等をいう。）を受けた後速やかに納付しなければならない。

4 既納の手数料は、還付しない。

5 写し等の送付により法人文書の開示を受ける者は、第3項の規定により手数料を納付する際に、当該法人文書の写し等の送付に要する郵便料金等に相当する額を併せて納付しなければならない。

（保有個人情報の開示請求及び死者情報の開示請求に係る手数料）

第5条 第3条第11号に掲げる手数料は、別表第11のとおりとする。

2 開示請求者が次のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、保有個人情報の開示請求に係る手数料については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル等にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 手数料は、開示決定等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条各項の決定をいう。）を受けた後速やかに納付しなければならない。

4 既納の手数料は、還付しない。

(料金の納付等)

第4条 前条の料金については、原則として前納とする。

2 既納の料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その料金を返還することができる。

(1)～(3) [略]

5 法人文書の写し等の送付により保有個人情報の開示を受ける者は、第3項の規定により手数料を納付する際に、当該法人文書の写し等の送付に要する郵便料金等に相当する額を併せて納付しなければならない。

6 死者情報の開示請求に係る手数料の徴収等については、第2項から前項までの規定の例による。

(料金の納付等)

第6条 第3条の料金については、原則として前納とする。

2 既納の料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その料金(第3条第9号から第11号にまで掲げるものを除く。)を返還することができる。

(1)～(3) [略]

別表第9 (第3条第9号関係)

法人文書の開示請求に係る手数料

区 分	算出方法
法人文書の開示請求に係る手数料	開示請求に係る法人文書1件につき300円

別表第10 (第3条第10号関係)

法人文書の開示の実施に係る手数料

区分(法人文書の種別)	算出方法		
	開示の実施の方法		金額
文書又は図画	1 乾式の複写機による写し(日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)の交付	白黒	1枚につき10円(両面に複写した場合にあっては、20円)
		カラー	1枚につき40円(両面に複写した場合にあっては、80円)

		<u>2 1に掲げる以外の写しの交付</u>		<u>当該写しの作成に要する費用に相当する額</u>
<u>電磁的記録</u>	<u>1 複製物の交付</u>	<u>ア 光ディスク（日本産業規格 X0606及び X6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>		<u>1枚につき80円</u>
		<u>イ アに掲げる以外の複製物</u>		<u>当該複製物の作成に要する費用に相当する額</u>
	<u>2 紙その他に類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付</u>	<u>ア 乾式の複写機による写し（日本産業規格 A列 3番の大きさまでのものに限る。）</u>	<u>白黒</u>	<u>1枚につき10円（両面に複写した場合には、20円）</u>
			<u>カラー</u>	<u>1枚につき40円（両面に複写した場合には、80円）</u>
	<u>イ アに掲げる以外の写し</u>		<u>当該写しの作成に要する費用に相当する額</u>	

別表第11（第3条第11号関係）

保有個人情報の開示請求及び死者情報の開示請求に係る手数料

<u>区 分</u>	<u>算出方法</u>
保有個人情報の開示請求に係る手数料	開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円
死者情報の開示請求に係る手数料	死者情報の開示請求に係る死者に関する情報が記録されている法人文書1件につき300円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。